

昇降機（エレベーター）設備 要求水準書（案）

I. 一般事項

1. 本設備は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示並びに条例等の定めによる。
2. 用途は、乗用（兼車椅子用）とし、ロープ式・機械室なしの構造とする。
（「機械室なし」とは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 3 号に適合する駆動装置を昇降路内等に設置するエレベーターをいう。）
3. 定格積載量は 750kg・定員 11 名・定格速度は 45m/min とする。
4. 停止箇所は地階から最上階（搭屋階は除く）各階とする。
5. 可変電圧可変周波数制御（VVVF）方式、乗合全自動操作方式とする。

II. 機材その他仕様

1. かごの内のり寸法は、間口 1400mm、奥行 1350mm、高さ 2300mm とする。
2. 有効出入口寸法は、幅 800mm、高さ 2100mm とする。なお、戸形式は二枚戸両引き式とする。
3. かご室天井は、スタンダードタイプ（製造者仕様）とする。
4. かご室壁・扉は鋼板化粧シート貼、扉に SUS 目地付。
5. かご室床は、合成樹脂タイル 3t 貼り仕上げ。
6. 三方枠、乗場戸は、全階 ステンレス製鏡面エッチング仕上げ。乗場戸は全階遮煙機能付（認定番号取得済み）。かご敷居はステンレス製とする。
7. 多光軸ドアセンサー（3 箇所以上）、気配りドア。
8. 遠隔監視用インターフェース付、地震時管制運転装置（S 派・三段設定）付。
9. 停電時自動着床装置、火災管制運転装置、福祉型標準仕様（車椅子仕様）、視覚障害者対策（音声案内・点字）、各階案内表示、館内放送用スピーカー付。
10. エレベーター運行監視盤（運転表示・異常表示・インターホン・地震管制、火災管制、自家発時管制、停電時管制、浸水時管制、ピット冠水時管制・運転スイッチ）を中央監視室内に設置する。
11. エレベーター遠隔監視用（電話回線）配管及び配線を設ける。
12. その他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械工事設備編）平成 25 年度版による。耐震安全性分類は A09 クラスとする。